

2020年度実態調査方式 質疑応答集

2020/7/22 一般社団法人学術著作権協会

2020年度は「実態調査方式説明会」は開催いたしません。

昨年度の説明会以降にご利用者から寄せられた、実態調査方式関連のご質問と回答を公開いたします。

分類	質問内容	回答	備考
実態調査について	新型コロナウイルスの感染症拡大に起因した会社方針により、出勤者数が例年と著しく異なります。 実態調査は例年通りの時期及び内容にて実施しますか？	2020年度は新型コロナウイルスの影響が懸念されますが、調査時期や内容に変更はございません。	調査の実施や取りまとめ自体が困難な場合、ご相談ください。
実態調査について	実態調査実施時期について、回答書には開始時期が「5月～7月頃開始」「9月～11月頃開始」の2つが記載されています。 実態調査時期に8月は含められないのでしょうか？	8月は実施時期の候補として含み入れておりません。 8月は会社様により休暇時期、取得方法が異なりますが、他社様とのやり取り等も比較的落ち着く時期であり、複写量が通常より少なくなる傾向にあると想定しているためです。	
実態調査について	昨年実態調査を行いました。本年も実施しますか？	実施の有無はご選択いただけます。	実態調査と使用料算定について【2020年度版実態調査方式のしおり】（学術著作権協会）のp.4、「2.1. 2020年度の実態調査実施対象者」をご確認ください。
実態調査について	本年実態調査は行いませんが、「回答書」は提出しますか？	はい。調査有無にかかわらず必ずご提出ください。	
JAC複製利用許諾システムについて	申請をしようとしたところ、契約種別で「実態調査方式」が選択できませんでした。	新規会員登録をされた場合、契約種別は「個別の利用許諾契約」のみとなります。 契約締結済のご利用者にはアカウントをご用意しておりますので、「実態調査方式」の申請を目的とした新規会員登録は行わないようお願いいたします。	既存アカウントのIDやパスワードが不明な場合は、「パスワードを忘れた場合」よりご確認ください。 「JAC複製利用許諾システムの利用方法について」（2019年8月29日版）のp8-9.も合わせてご確認ください。
JAC複製利用許諾システムについて	著作物が検索にヒットしません。	以下についてご確認ください。 > 論文記事のタイトルで検索をしていませんか？ 当協会は著作物を雑誌名、書籍名の単位で管理しています。論文記事のタイトルでは検索にヒットしませんのでご了承ください。 > ISSN/ISBN等はわかりますか？ 報告対象の確認の際は、ISSNやISBNなどの国際標準番号をキーにすると結果にヒットしやすくなります。	ヒットしなかった著作物の報告用コピーは、当協会でも確認いたします。他の報告用コピーと同封の上お送りください。

2020年度実態調査方式 質疑応答集

2020/7/22 一般社団法人学術著作権協会

分類	質問内容	回答	備考
JAC複製利用許諾システムについて	著作物を検索したところ、同じ著作物で複数件ヒットしました。どれを選択すれば良いですか？	以下についてご確認ください。 > それぞれのJACIDが異なる場合 「複製日」の開始日と終了日をご指定の上、再度検索をしてください。 > それぞれの管理団体が異なる場合 複数の国・地域から同じ著作物を受託している場合がございます。コピーをされた著作物の発行元（国）をご確認のうえ、いずれかをご選択ください。なお、どちらをご選択いただいても使用料は変わりません。	
JAC複製利用許諾システムについて	「申請ファイルアップロード」のボタンが押せません。	契約種別が「個別的利用許諾契約」となっている場合が考えられます。プルダウンで「実態調査方式」をご選択ください。	
JAC複製利用許諾システムについて	「●行目：販売期間外です。」のエラーが出ます。	複製日に対応したJACIDの著作物をご選択いただいていない場合が考えられます。 検索機能を利用する場合は、「複製日」フィルタをご利用ください。著作物リストを参照する場合は、複製日と合致した適用時期のリストをご利用ください。	
JAC複製利用許諾システムについて	「CSVファイルのフォーマットが破損しています。CSVファイルの内容を確認してください。」のエラーが出ます。	アップロードしたファイルの拡張子が「.csv」となっているかご確認ください。	
JAC複製利用許諾システムについて	「●行目：著作物、利用目的、媒体の組み合わせが契約種別の申請可能条件を満たしていません。」のエラーが出ます。	入力項目のうち、「媒体」が「電子」となっている場合が考えられます。 「実態調査方式」では、「紙」のみ受付可能です。 コピー元がCD-ROMやPDFであっても、出力した媒体が紙であれば、「紙」をご選択ください。	「媒体」を修正しても改善されない場合、ご相談ください。
JAC複製利用許諾システムについて	「CSVファイルの内容が不正です。申請ファイルアップロードエラーファイルをダウンロードし、エラー内容をご確認ください。」のエラーが出ました。 エラーファイルをダウンロードしたところ、エラー内容が「JACIDが不正です」となっていますが、どういうことでしょうか。	JACIDが指数表記（"1.82E+13"など）となっており、正しいJACIDとして認識されていない場合が考えられます。対策として、以下をご確認ください。 ① JACIDをCSVファイルに入力した際には、必ず表示形式を「文字列」にして保存する。 ② JACIDの表示形式を「文字列」として保存をした後は、アップロードするまでファイルを開かない。	
JAC複製利用許諾システムについて	調査結果を途中まで入力したところで、「申請内容を確定」を押してしまいました。どうすれば良いでしょうか。	お手数ですが、再度全ての調査結果を入力し、「申請内容を確定」を押してください。誤って確定された分は、申請番号をお知らせください。当協会にて取消いたします。	

2020年度実態調査方式 質疑応答集

2020/7/22 一般社団法人学術著作権協会

分類	質問内容	回答	備考
JAC複製利用許諾システムについて	調査結果を途中まで入力し、しばらく操作を行わなかったところ、ログアウトしてしまいました。 途中まで入力したデータは保存されていますか？	「申請内容を保存」を押していた場合は、再度ログインした際にのトップページに保存したデータが表示されています。 保存したデータが表示されていない場合は、お手数ですが、初めから調査結果の入力をお願いします。	一定時間操作が行われない場合は、自動的にログアウトしてしまいます。定期的に「申請内容を保存」ボタンを押すことをお勧めします。
JAC複製利用許諾システムについて	契約担当者は、どこから確認ができますか。	申し訳ございませんが、現在「JAC複製利用許諾システム」からはご確認いただくことができません。当協会まで直接お問い合わせください。	
その他	実態調査を2年に一度実施することは、「包括的利用許諾契約書」、「利用許諾契約約款」、または「使用料規程」のどこかに記載されていますか？	詳細に記載はしておりませんが、実態調査につきましては、使用料規程に以下のように規定しております。 ----- 第5条第1項 (2) 実態調査方式 当協会が任意に指定する当該契約期間内の5週間に行われたすべての管理著作物の複写複製につき実態調査を行い、実態調査期間中の管理著作物の複写複製頁数の10倍に基本複写複製使用料を乗じて当該契約期間の使用料を算出する。ただし、当該期間中の実態調査が行えなかったときは、直近の契約期間の実態調査に基づき当該契約期間の使用料額を決定することができる。 ----- 契約期間内（4月1日～3月31日）に5週間の実態調査を行って頂くこととなりますが、当該契約期間内に実態調査が行えなかったときは、直近の契約期間（前年4月1日～3月31日）の実態調査に基づき使用料額を決定することができます。 従いまして、実態調査は実際は2年に一度は実施して頂くこととなります。	
その他	2020年度は実態調査を実施せず、2019年度データを利用して使用料算定を希望しました。 請求金額が2019年度と異なるのですが、なぜですか？	本年度調査を実施されない場合でも、昨年度とご請求金額が異なる場合がございます。 ご契約2年目以降の場合、使用料は前年度の許諾枚数と当年度の許諾枚数の平均値を基に算出しているためです。 2019年度は2018年度と2019年度の許諾枚数の平均値、 2020年度は2019年度と2020年度の許諾枚数の平均値を用いて使用料を算出しています。 ただし、実態調査を実施しない年度の許諾枚数については、前年度の許諾枚数と同一となります。	実態調査と使用料算定について【2020年度版実態調査方式のしおり】（学術著作権協会）のp.8、「4.1. 使用料算定方法」をご確認ください。

2020年度実態調査方式 質疑応答集

2020/7/22 一般社団法人学術著作権協会

分類	質問内容	回答	備考
その他	2020年度内に発行された請求書は、いつからいつまでの使用料分ですか？	2020年4月1日～2021年3月31日までの使用料です。	
その他	請求書の課税対象額と、不課税対象額とは、なんですか？	課税対象額とは、国内管理著作物の利用に係る使用料額です。 非課税対象額とは、海外管理著作物の利用に係る使用料額です。 管轄税務署の指導により、国内管理著作物の利用のみ消費税の課税対象となっております。	
その他	請求書が届きません。	2018年4月より、原則的に「JAC複製利用許諾システム」より請求書をダウンロードしていただくこととなっております。郵送ご希望の場合は「回答書」で必ずお知らせください。	